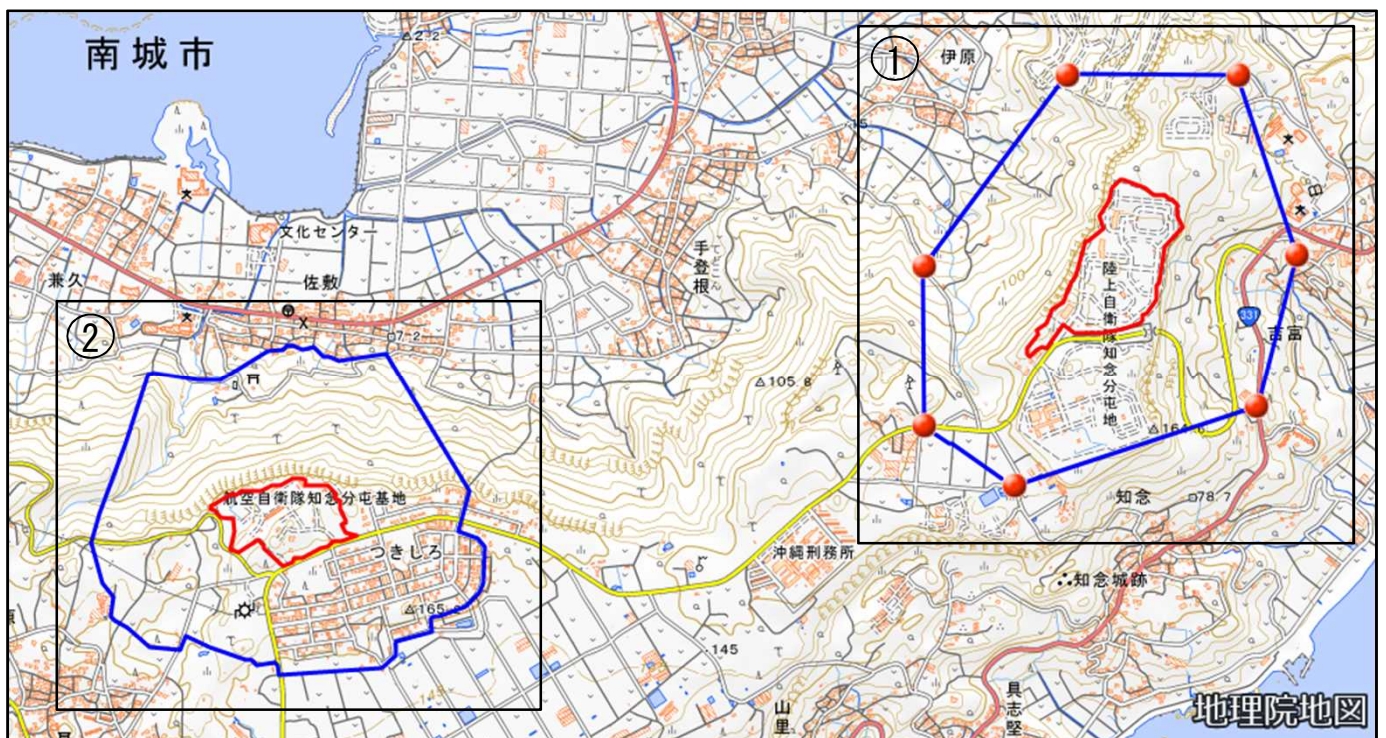


航空自衛隊知念分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県南城市	佐敷字佐敷千六百四十一番地
対象防衛関係施設の区域	沖縄県南城市	佐敷及び知念（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県南城市	佐敷、玉城及び字つきしろ（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域	<ul style="list-style-type: none"> 一 北緯二十六度十分二十八秒、東経百二十七度四十八分四十五秒の点 二 北緯二十六度十分二十八秒、東経百二十七度四十九分四秒の点 三 北緯二十六度十分十秒、東経百二十七度四十九分十秒の点 四 北緯二十六度九分五十五秒、東経百二十七度四十九分六秒の点 五 北緯二十六度九分四十七秒、東経百二十七度四十八分三十九秒の点 六 北緯二十六度九分五十三秒、東経百二十七度四十八分二十九秒の点 七 北緯二十六度十分九秒、東経百二十七度四十八分二十九秒の点
備考		
<ul style="list-style-type: none"> 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。 		

航空自衛隊知念分屯基地周辺地域 (沖縄県南城市佐敷字佐敷1641番地)



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。また、地図上に記載した区域を示す線はデータ作成上の誤差を含んでいます。そのため、区域の概略の位置を示す参考図として御利用ください。なお、対象施設の区域及び対象施設周辺地域に御不明な点がある場合には、対象施設の管理者にお問い合わせください。

国土地理院の地理院地図を利用

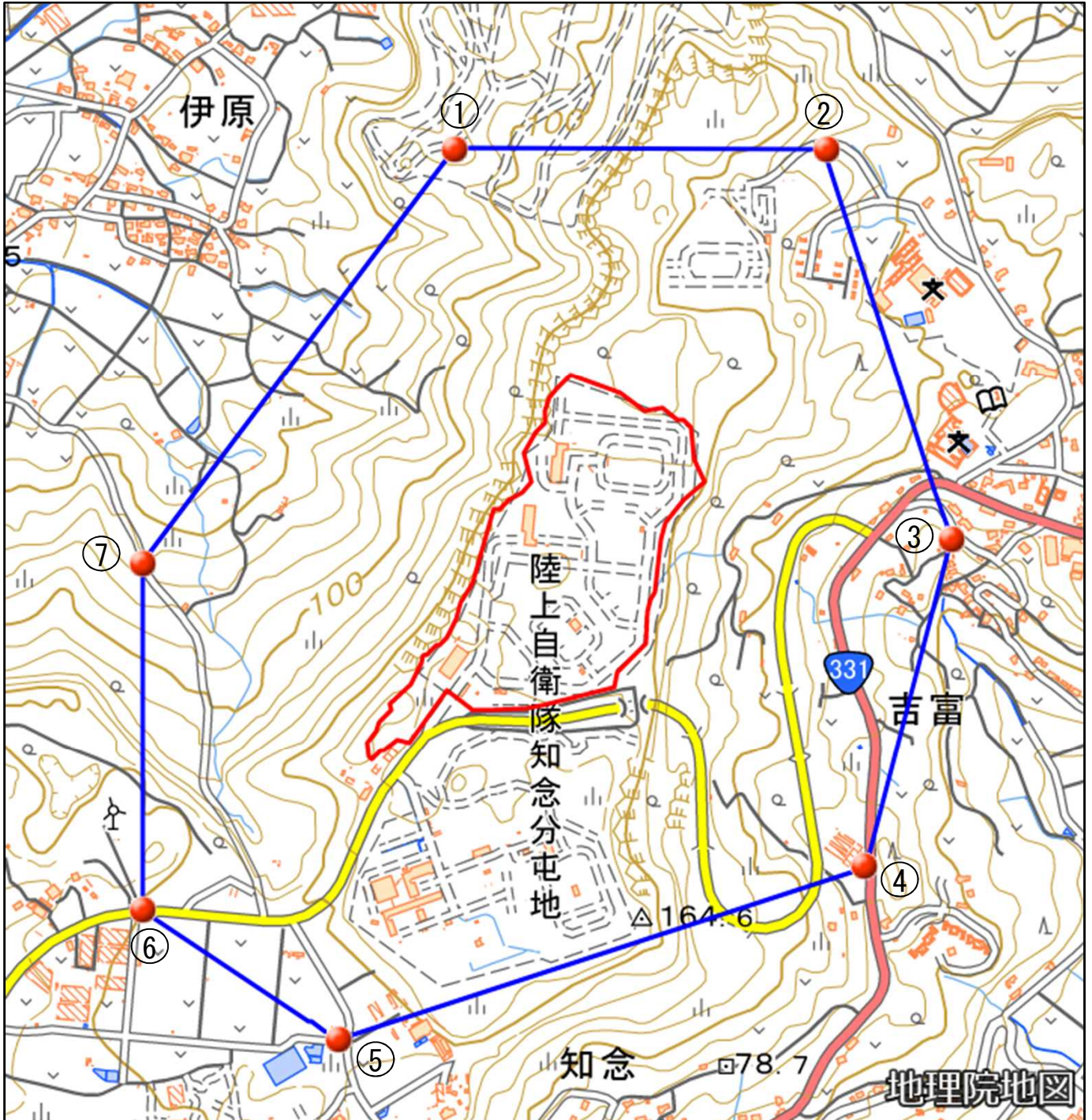
対象施設の区域



対象施設周辺地域



航空自衛隊知念分屯基地周辺地域 図①



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。また、地図上に記載した区域を示す線はデータ作成上の誤差を含んでいます。そのため、区域の概略の位置を示す参考図として御利用ください。なお、対象施設の区域及び対象施設周辺地域に御不明な点がある場合には、対象施設の管理者にお問い合わせください。

国土地理院の地理院地図を利用

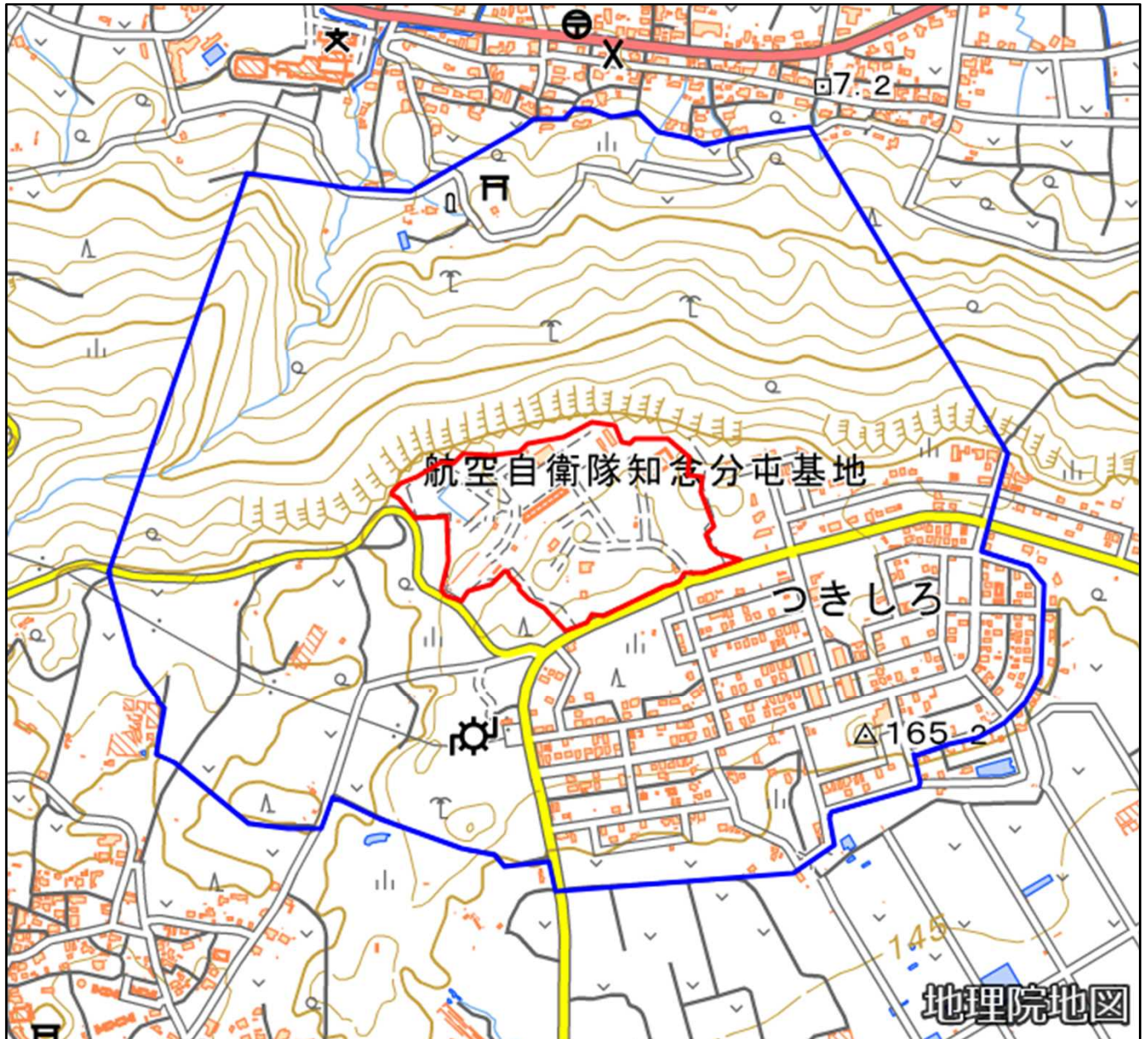
対象施設の区域



対象施設周辺地域



航空自衛隊知念分屯基地周辺地域 図②



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。また、地図上に記載した区域を示す線はデータ作成上の誤差を含んでいます。そのため、区域の概略の位置を示す参考図として御利用ください。なお、対象施設の区域及び対象施設周辺地域に御不明な点がある場合には、対象施設の管理者にお問い合わせください。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



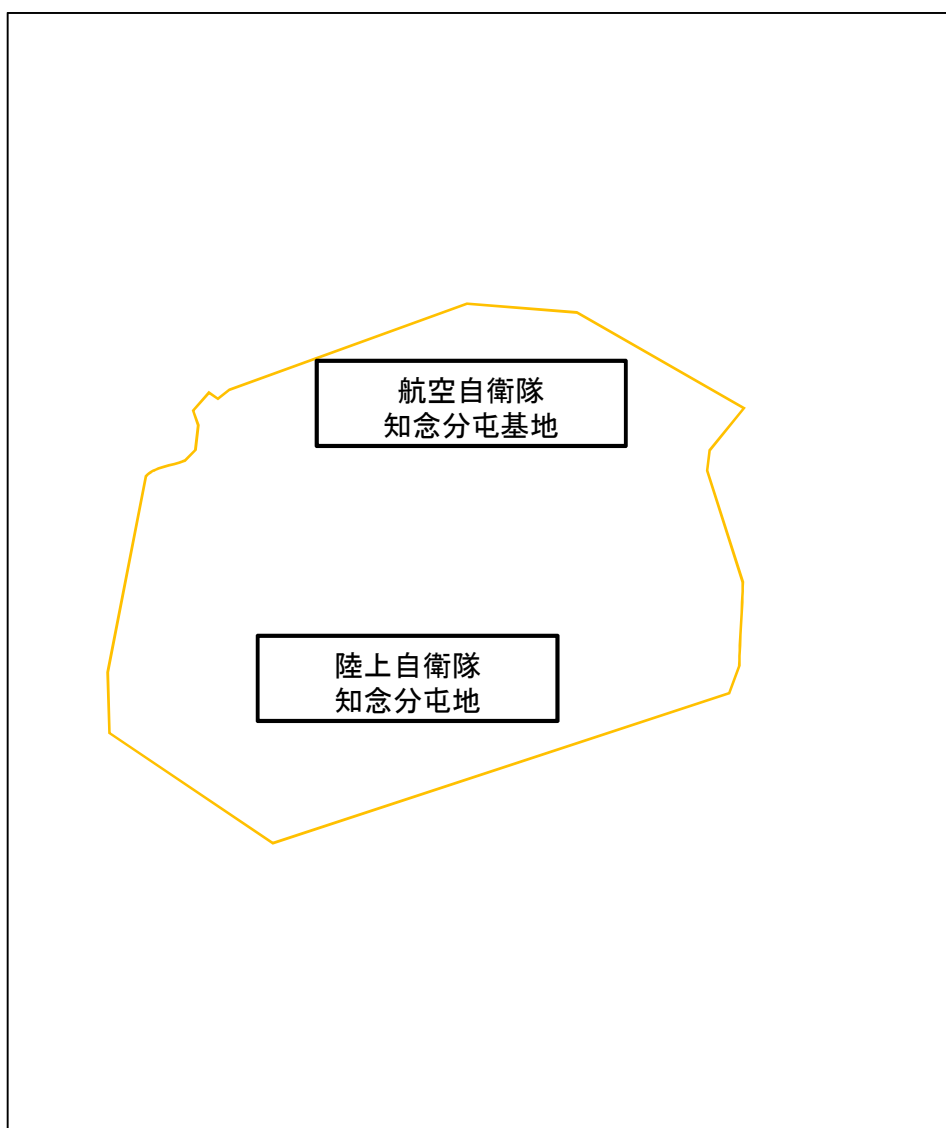
対象施設周辺地域



留意事項

「陸上自衛隊知念分屯地」及び「航空自衛隊知念分屯基地」は隣接しているため、小型無人機等の飛行を行う場合の手続に当たっては、両方の対象防衛関係施設の区域等を確認して下さい。

下の図面に示す「陸上自衛隊知念分屯地」及び「航空自衛隊知念分屯基地」に係る対象施設周辺地域の重複部分については、両方の対象防衛関係施設について通報等の手続が必要となります。細部については、対象施設の管理者にお問い合わせください。



陸上自衛隊知念分屯地及び航空自衛隊知念分屯基地に係る対象施設周辺地域の重複部分



対象施設の区域



対象施設周辺地域

